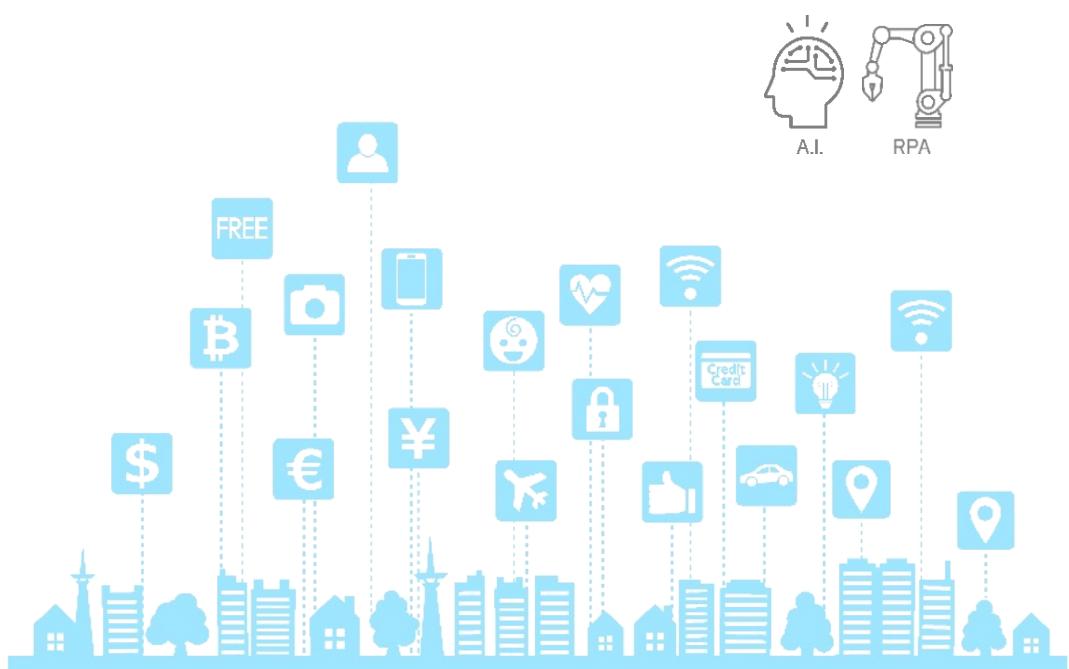


富良野市ICT利活用推進計画（案）



富 良 野 市

令和3年1月

目 次

第1章 計画の策定にあたって ······ 1

1. 計画の目的 ······ 1
2. 計画の位置づけ ······ 2
3. 計画の期間 ······ 3

第2章 ICTをめぐる動き ······ 4

1. 国の情報化政策の動向 ······ 4
2. 北海道の情報化政策の動向 ······ 11
3. 富良野市を取り巻く情勢 ······ 12

第3章 ICT利活用に関する基本的な考え方 ······ 15

1. 基本理念 ······ 15
2. 基本方針 ······ 15
3. 基本施策 ······ 16

第1章 計画の策定にあたって

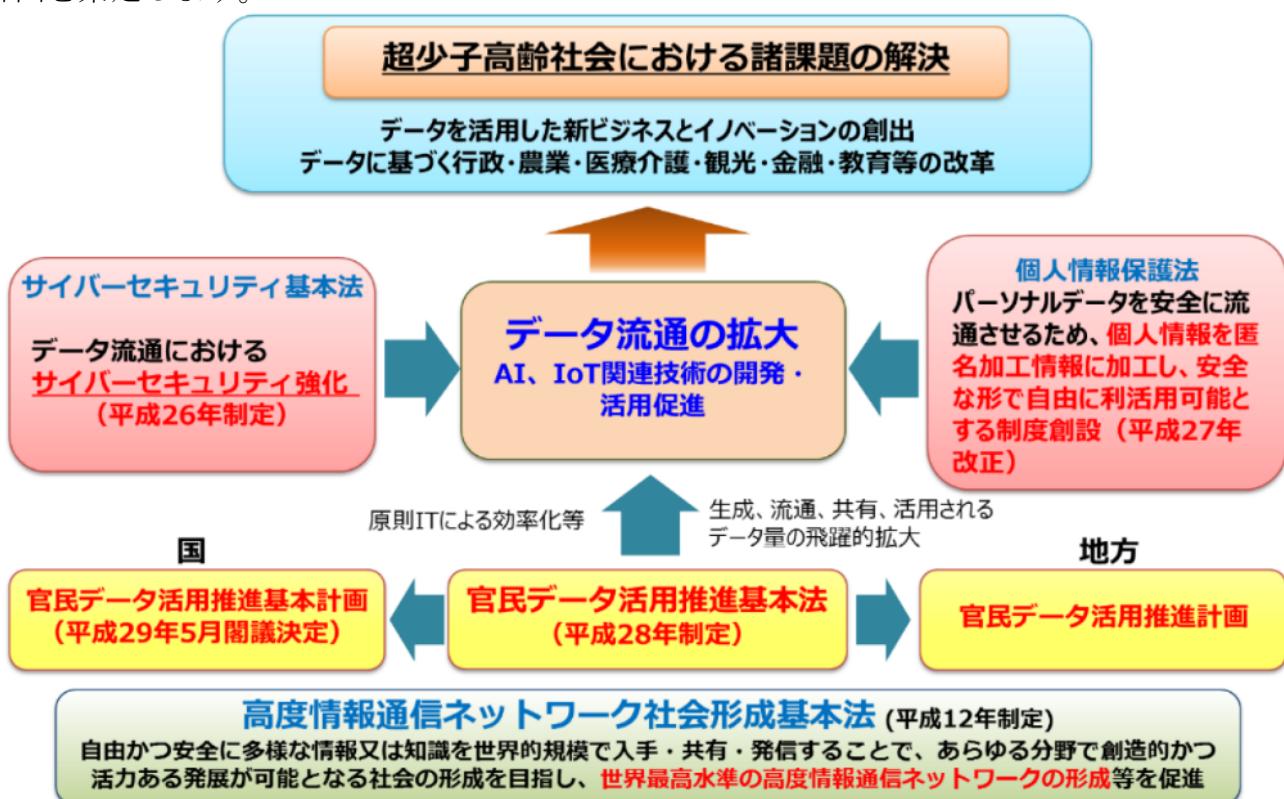
1. 計画の目的

ICT（情報通信技術）をめぐる技術進歩は、私たちの想像を超えるスピードで進展しています。端末やセンサー類の小型軽量化・低廉化と、それに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、「モノのインターネット（IoT=Internet of Things）」、「人工知能（AI=Artificial Intelligence）」、「ビッグデータ」の活用につながり、社会にこれまで以上の変革をもたらすといわれています。

こうした状況を踏まえ、平成28年12月、国は官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法を施行し、都道府県や市町村に対して、官民データ活用の推進に関する計画の策定を義務づけました。（市町村は努力義務）

一方で、人口減少・少子高齢化は進行し、年少人口の減少による子育てや教育環境の変化、生産年齢人口の減少による担い手や労働力不足、高齢者人口の増加による医療・介護・住まい・公共交通・生活支援などが課題となっています。

本市は、国がめざすべき未来社会の姿として提唱しているSociety5.0を見据え、ICTを活用して人々にとって住みよい環境を実現する都市「スマートシティ」をめざすとともに、新庁舎供用開始に向けてICTを活用した業務プロセスの抜本的な改革を図ることを目的に、本計画を策定します。



出典：内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「官民データ活用推進基本法制定の背景」より

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年12月に施行された官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づく「市町村官民データ活用推進計画」として位置づけます。

国は、官民データ活用推進基本法を受けて、平成30年6月、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を策定しました。この計画では、国民が安全で安心して暮らし、豊かさを実感できる社会を実現するための「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、ITを活用した社会システムの抜本改革を掲げています。特に「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」として、「行政サービスの100%デジタル化」「行政保有データの100%オープン化」「デジタル改革の基盤整備」などが明記されています。

目的

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与（第1条）

基本理念（第3条 抜粋）

- 第1項：情報の円滑な流通の確保
- 第2項：自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等
- 第3項：官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案

- 第4項：安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等の確保
- 第5項：情報通信技術の更なる活用
- 第6項：官民データの適正な活用を図るための基盤整備
- 第7項：多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備
- 第8項：AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

第3章 基本的施策

- 第10条：行政手続等のオンライン化原則
- 第11条：オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進
- 第12条：データ利活用のルール整備
- 第13条：マイナンバーカードの普及・活用
- 第14条：デジタルデバイド対策

- 第15条：情報システム改革・業務の見直し(BPR)
・分野横断的に連携できるプラットフォームの整備
- 第16条：研究開発の推進等
- 第17条：人材の育成及び確保
- 第18条：教育及び学習振興、普及啓発等

- ◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定（第8条）

- ◆都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（義務）（第9条1項）
- ◆市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（第9条3項）

国の官民データ活用推進基本計画

- 個別施策
第10条～第18条の該当施策

地方の官民データ活用推進計画

- 個別施策の5本柱
 - 行政手続等のオンライン化原則（第10条）
 - オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進（第11条）
 - マイナンバーカードの普及・活用（第13条）
 - デジタルデバイド対策（第14条）
 - 情報システム改革・業務の見直し(BPR)（第15条1項）

- ◆国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（第19条）

- 地方の官民データ活用推進基本計画策定の手引

出典：内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」より

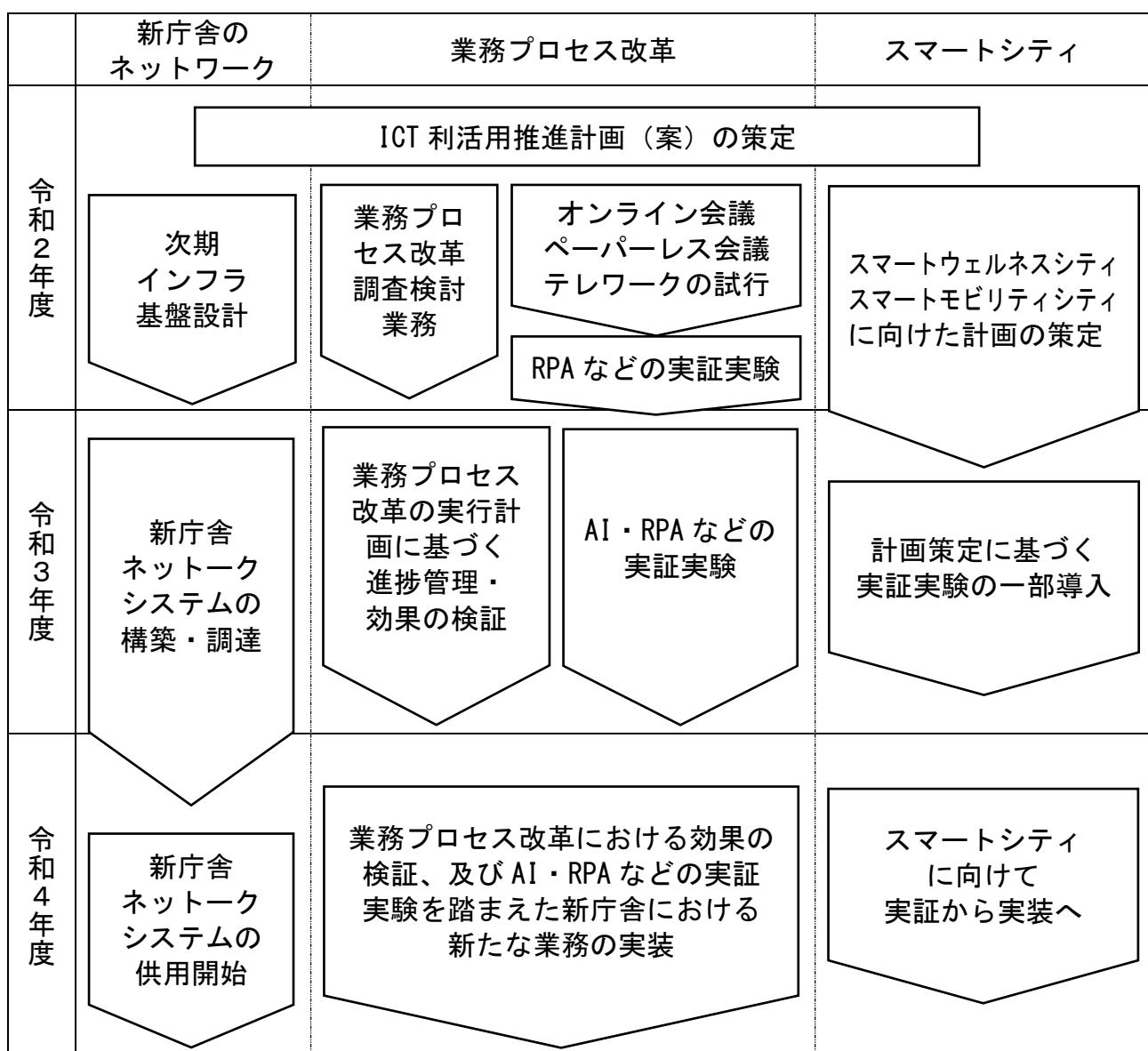
3. 計画の期間

令和2年度から令和4年度までの3か年

本計画は、令和2年度末に策定を予定している第6次富良野市総合計画と整合性を図りながら一体的に策定するものであり、第6次富良野市総合計画前期基本計画（令和3年度から令和4年度の2か年）の終了年度である令和4年度までの3か年を対象とします。

なお、施策の成果や社会情勢の変化、国、北海道の動きをふまえ、必要に応じて計画の見直しを図ります。

また、庁内の業務プロセス改革による具体的な実行計画を別途作成し、進捗管理、効果の検証を行います。



第2章 ICTをめぐる動き

1. 国の情報化政策の動向

(1) Society5.0で実現する社会

Society5.0は、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すものであり、第5期科学技術基本計画において「我が国がめざすべき未来社会の姿」として初めて提唱されました。

また、内閣府はSociety5.0で実現する社会について、「IoT(Internet of Things)ですべての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す」「人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される」

「社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となる」と想像しています。

Society5.0で実現する社会



出典：内閣府「Society5.0」より

(2) 2025年の崖

経済産業省は平成30年9月、「DXレポート～ITシステム『2025年の崖』克服とDXの本格的な展開～」を発表しました。

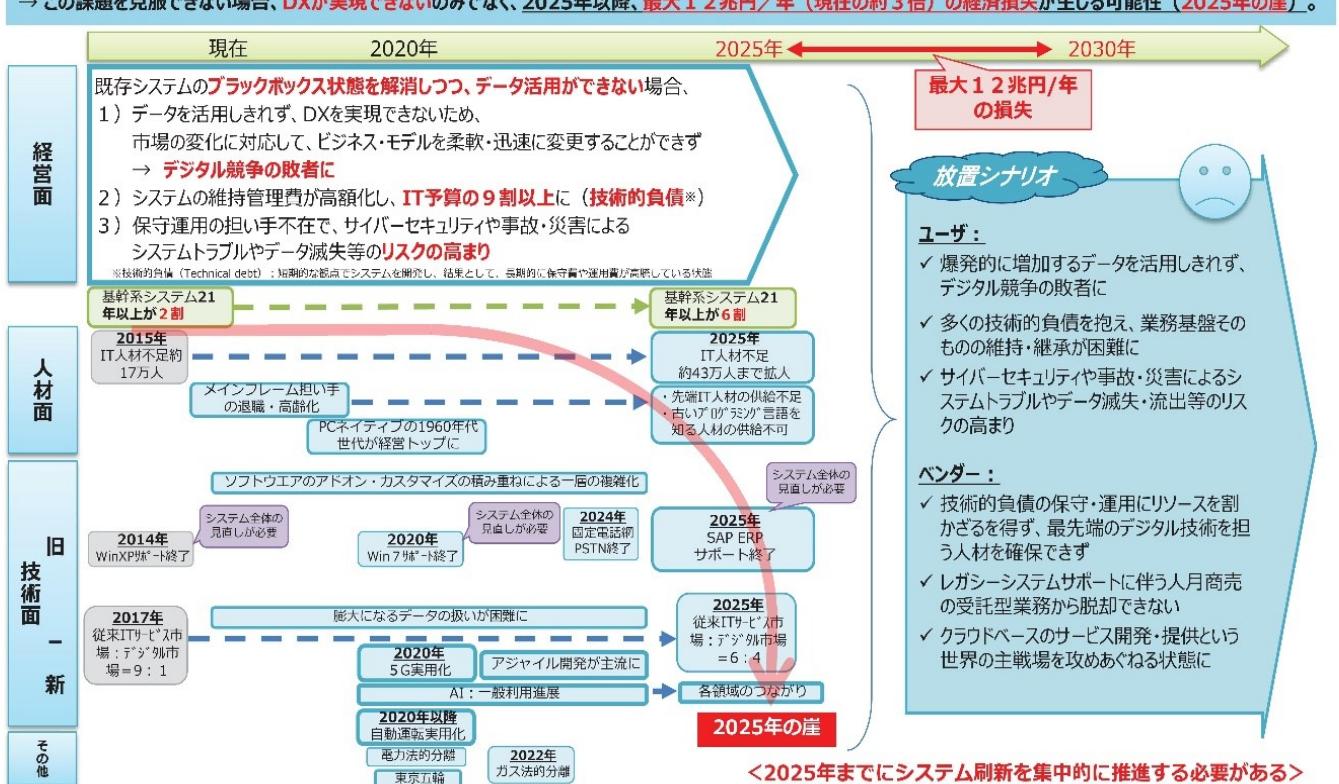
「2025年の崖」とは、それぞれの事業所の既存システムが部門ごとに構築されているため、社内横断的なデータ活用ができないことや、過剰なカスタマイズがされていることにより、システムが複雑化・ブラックボックス化されていることが大きな問題であるといわれています。この問題を解決するために、新たなデジタル技術を活用して業務プロセスの抜本的な変革、いわゆるデジタル・トランスフォーメーション (DX=Digital Transformation) を実施しなければ、2025年以降、我が国は年間最大12兆円の経済損失が生じる可能性がある（2025年の崖）と指摘しています。デジタル・トランスフォーメーション (DX) とは、およそ「デジタル技術で生活や既存の価値観・仕組みなどを根底から変革すること」という意味で使用されている言葉です。（英語圏ではTransをXと略す）

2025年の崖

多くの経営者が、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変するデジタル・トランスフォーメーション (=DX) の必要性について理解しているが…

- 既存システムが、事業部門ごとに構築されて、全社横断的なデータ活用ができなかったり、過剰なカスタマイズがなされているなどにより、複雑化・ブラックボックス化
- 経営者がDXを望んでも、データ活用のために上記のような既存システムの問題を解決し、そのためには業務自体の見直しも求められる中（=経営改革そのもの）、現場サイドの抵抗も大きく、いかにこれを実行するかが課題となっている

→ この課題を克服できない場合、DXが実現できないのみでなく、**2025年以降、最大12兆円／年（現在の約3倍）の経済損失**が生じる可能性（2025年の崖）。



出典：経済産業省商務情報政策局

「DX レポート～ITシステム『2025年の崖』克服とDXの本格的な展開～」より

(3) 地域 IoT 実装の推進

IoT、AI、ビッグデータなどは、地域の住民・行政・企業のデータ利活用による住民サービスの充実、地域における新たなビジネス・雇用の創出などのメリットを実現し、地域の課題解決を図るために効率的・効果的なツールとして期待されています。

総務省では、IoTなどの本格的な実用化の時代を迎えるこれまでの実証などの成果の横展開を強力、かつ迅速に推進するため、平成28年9月から「地域 IoT 実装推進タスクフォース」において、2020（令和2）年度を目標としたロードマップを策定して、全国各地の生活や産業のさまざまな場面における IoT 実装の推進に向けた取り組みを展開しています。

平成30年5月に改定された同ロードマップでは、「教育」「医療・福祉・介護」「働き方」「防災」「農林水産業」「地域ビジネス」「観光」「官民協働サービス」の9つの分野に、新たに「子育て分野」を重点分野として追加し、全国各地で IoT 実装を進めています。

地域 IoT 実装推進ロードマップ(改定)①

実証フェーズ 実装フェーズ

2018.4.25

項目	課題	地域 IoT 分野別モデル	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (達成すべき指標)	効果	政策目標
地域の生活に身近な分野	教育	教育クラウド・プラットフォーム プログラミング教育	学習系クラウド標準化ガイドブック発行 地図実証	校務系・学習系システム間の連携実証・標準化 官民コンソーシアムによる教材開発・指導者育成等の推進、ICT環境等の整備促進			クラウド上の教材等を利活用可能な学校:100% クラウド上の教材・教材・教材等を利活用したプログラミング教育を実施可能な学校:100%	向上した人材育成率の確保 実装促進の実現	継続的な実装促進化
	医介護	医療情報連携ネットワーク(EHR) 医療・介護・健康データ利活用モデル(PHR)	クラウド型医療情報連携ネットワーク(EHR)の高度化・実装 個人の医療・介護・健康情報を時系列的に管理できるPHRの実現に向けたアプリケーション及びプラットフォームの開発	普及・展開			実装医療機関数:15箇所 実装介護事業所数:15箇所 実装主体数:80団体 利用者数:30万人	継続的な実装促進化	
	子育て	妊娠・出産・子育て支援PHRモデル 子育て支援プラットフォーム	妊娠・出産・子育て支援PHRモデルの開発 子育て支援システムの創出 子育てワントップサービスの創出	妊娠・出産・子育て支援PHRモデルの普及と実装 子育て支援システムの普及・展開			実装主体数:20団体 利用者数:3万人	子育て支援システムの普及・展開	
	働き方	テレワーク	テレワークの普及・展開	ふるさとテレワークの普及・展開			テレワーク導入企業数:10社 導入自治体数:10箇所 登録登録者数:100人	テレワークの普及・展開	
	防災	Lアラート G空間防災システム	2018年度末を目指す全国運用開始、情報伝達者の参加促進、情報内容の拡充、平時の体制強化 G空間を活用した地域防災システムの普及・展開	災害情報の視覚化、多様なメディアとの連携 高度化システムの普及・展開			広報部長府県数:全部門府県 情報伝達者数:1,000 高度化実装導入府県数:15	地域防災	
	農林水産業	スマート農業・林業・漁業モデル	農業情報に関するガイドラインの策定	関係省庁と連携したガイドラインの検証・全国普及			システム実装地域数:300	主導的な地域活性化	
	地域ビジネス	地域ビジネス活性化モデル マイクロプラットフォーム	地域ビジネス活性化モデルの優良事例の創出・成功モデルの普及・展開	システム構築・各地域での実証事業及び全国展開			地元で活動する企業におけるIT導入・サービスに対する普及率が全国平均以上の実現 ポイント導入自治体数:1,303	地域活性化	
	観光	観光クラウド おもてなしクラウド 多言語音声翻訳	観光クラウドの優良事例の創出・成功モデルの普及・展開 共通クラウド基盤の構築・機能拡大、地域実証 多言語音声翻訳技術の研究開発・技術実証	社会実装に向けた取組の推進 普及・展開 大規模実証・改善			システム実装団体数:150 共通クラウド基盤を利用したサービスを拡大 翻訳システム導入機関数:100	観光客接待基盤	
	官民協働サービス	オープンデータ利活用 ビッグデータ利活用 シェアリングエコノミー	オープンデータのための標準化の推進、地方自治体職員等の意識醸成等 官民双方にメリットのある持続的なオープンデータ利活用モデルの構築 済み・未了・マッチング議論の創出	オープンデータ取り組む自治体:100% オープンデータの利活用事例数:100 問題・伴合・マッチング議論の運用			オープンデータを取り組む自治体:100% オープンデータの利活用事例数:100 問題・伴合・マッチング議論の運用	地元の効率化・サービス向上	
	スマートシティ	データ利活用型スマートシティ	データ利活用型スマートシティの構築・検証	先導的なデータ利活用型スマートシティの構築・検証	成功モデルの普及・展開		実装地域数:20カ所程度	都市再生・国土開発	
地域経済の活性化、地域課題の解決による「地域経済と地方創生の好循環」									

出典：総務省「地域 IoT 実装推進ロードマップ」より

(4) 「Society5.0 時代の地方」を実現するスマート自治体への転換

総務省は令和元年5月、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」からの「Society5.0 時代の地方を実現するスマート自治体への転換」に関する報告書を発表しました。

この報告書では、地方自治体の業務が、今のシステムや業務プロセスを前提にした「改築方式」でなく、今後迫り来る労働力の供給制約と技術による急速な社会変革を見据え、時に過去を断絶する覚悟を持って、今の仕事の仕方を抜本的に見直す「引っ越し方式」が必要であると指摘しています。

また、スマート自治体の実現に向けては、以下の3点を原則としています。

- ①住民にとって、窓口に来なくても所期の目的を実現できないか常に考え、AI・RPAなどのICTを効果的に活用するため、入口から電子データの形で入ってくることが重要。
- ②行政アプリケーションは、自前調達するのではなく、全国的なサービスとしてのアプリケーションを「利用する」という形式が最も自治体職員の事務負担を軽減。
- ③自治体もベンダも、システムの構築・保守管理といった守りの分野はできるだけ効率化した上で、AI・RPAなどのICT活用といった攻めの分野へ集中して人的・財政的資源を投資。

スマート自治体研究会^(※) 報告書 ~「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換~ **概要**

* 正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口(※)減少による労働力の供給制約
※ 8,726万人（1995）→ 6,000万人未満（2040）

Society 5.0（超スマート社会）における技術発展の加速化
(参考)商用利用開始から世帯普及率10%達成まで、電話76年、ポケットベル24年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年、スマートフォン3年

問題意識

- 行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる重複投資
→ 住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダにとっての人的・財政的負担
(参考)1990年代以降、世界の企業が付加価値を生むICT投資を行う中で、日本は官民間わず既存の業務プロセスに固執し、それに適合させるためのカスタマイズを行い続けた結果、世界に大きく立ち遅れ
- 世界のスピードに間に合うためには、デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要
(参考)米国や中国など世界各国はAI開発にしのぎを削る／エストニアは起業の手続が短いことで起業家が集積

今後のシステムや業務プロセスを前提にした「改築方式」でなく、
今の仕事の仕方を抜本的に見直す「引っ越し方式」が必要

方策

- 原則① 行政手続を紙から電子へ
- 原則② 行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ
- 原則③ 自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

[具体的方策]
業務プロセスの標準化／システムの標準化／AI・RPA等のICT活用普及促進／電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化／データ項目・記載項目・様式・帳票の標準化／セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用／人材面の方策、都道府県等による支援

目指すべき姿

「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持
- ✓ 職員を事務作業から解放 ⇒ 職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替 ⇒ 団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う

出典：総務省「スマート自治体研究会 報告書」より

(5) 世界最先端デジタル国家創造・官民データ活用推進計画

内閣官房は令和元年6月、世界最先端デジタル国家創造・官民データ活用推進計画として、「IT新戦略の概要～社会全体のデジタル化に向けて～」を発表しました。

この中で国は、デジタル化自体はあくまで手段としながら、「国民の利便性の飛躍的な向上と行政・民間の効率化につなげる」としています。

具体的な国民の利便性向上としては、「スマートフォンなどにより、住民が市役所に行かなくても、行政サービスが手のひらで完結できること」とし、まずは、子育て、引っ越しから介護、死亡・相続等までの代表的なライフイベントに係る手続などのデジタル化について記されています。

また、行政運営の効率化、労働時間の短縮、事業活動の合理化に資するBPR(Business Process Re-engineering=業務プロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現する手法)やシステム改革も記されています。

4. Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件

6

- デジタル化自体はあくまで手段であり、国民の利便性の飛躍的な向上と行政・民間の効率化につなげる。
- データを新たな資源として活用し、全ての国民が安全・安心に、デジタル化の恩恵を享受。
- そのため、Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件を下記のとおり定める。

(1) 国民の利便性を向上させる、デジタル化

- スマホ等により、国民は役所に出向かず、行政サービスを手のひらで完結
- まずは、子育て、引っ越しから介護、死亡・相続等までの代表的なライフイベントに係る手続等のデジタル化

(2) 効率化の追求を目指した、デジタル化

- 行政運営の効率化、労働時間の短縮、事業活動の合理化に資するBPR・システム改革
- 国・地方電子化が、個人・企業への相乗効果で効率化が進む社会

(3) データの資源化と最大活用につながる、デジタル化

- 機械可読性(machine-readable)・発見可能性(findable)がデータのAI分析の要件
- クリアンス(認証)を確保し、企業間のデータ共有が進み、生産性向上に
- 民間主体のデータ流通を前提に、国はその環境整備とオープンデータ化を推進



(4) 安全・安心の追求を前提とした、デジタル化

- スマホからIoTセンサー普及へ。ネット接続機器は幾何級数的に増加
- 生産性向上とチャレンジを支えるセキュリティの確保は、安全・安心なデジタル社会の礎となる

(5) 人にやさしい、デジタル化

- デジタル化により、取り残される人があつてはならない。デジタル化は、あくまで安全・安心・豊かさという大目標達成のための手段
- 活力のある社会に向け、デジタル・インクルーシブな環境を作り出す

出典：内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

「IT新戦略の概要～社会全体のデジタル化に向けて～」より

(6) デジタル手続法

国は令和元年12月、デジタル技術を活用し、行政手続などの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るためにデジタル手続法を施行しました。

この法律では、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は、二度提出することを不要とする「ワンスオンライン」、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」を、デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則としています。

また、行政手続のデジタル化のために、添付書類の不要化、省略化に向けた整備もうたわれています。

デジタル手続法の概要（令和元年12月施行）

デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るために、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンライン：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、オンライン化実施を原則化（地方公共団体等は努力義務）
- ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）

添付書類の省略

- ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備（登記事項証明書（令和2年度情報連携開始予定）や住民票の写しなどの本人確認書類等）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン化、添付書類の省略、情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等

デジタルデバイドの是正

- ・デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施

出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より

(7) マイナンバー制度の運用

平成 27 年 10 月に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆるマイナンバー法)に基づくマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、複数の行政機関などに存在する個人情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、行政の効率化を図るとともに、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、住民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるといわれています。

また、各個人の申請に基づき発行されるマイナンバーカードには、マイナンバーの記載とともに、内蔵する IC チップの中に公的個人認証に活用できる電子証明書の記録や、自治体などが各種サービスに利用可能な空き領域が確保され、行政サービスの向上や地域経済の支援といった面での活用も期待されています。

さらに、令和 2 年 9 月から令和 3 年 3 月までの期間中、マイナンバーカードを持っている人が申し込みをしたうえで、キャッシュレス（現金を使わない）でチャージ（入金）または買い物をすると、一人あたり最大 5,000 円分のポイントが国から付与され、令和 3 年 3 月からはマイナンバーカードが健康保険証としても使えるようになります。

① いろいろかえる！マイナンバーカード

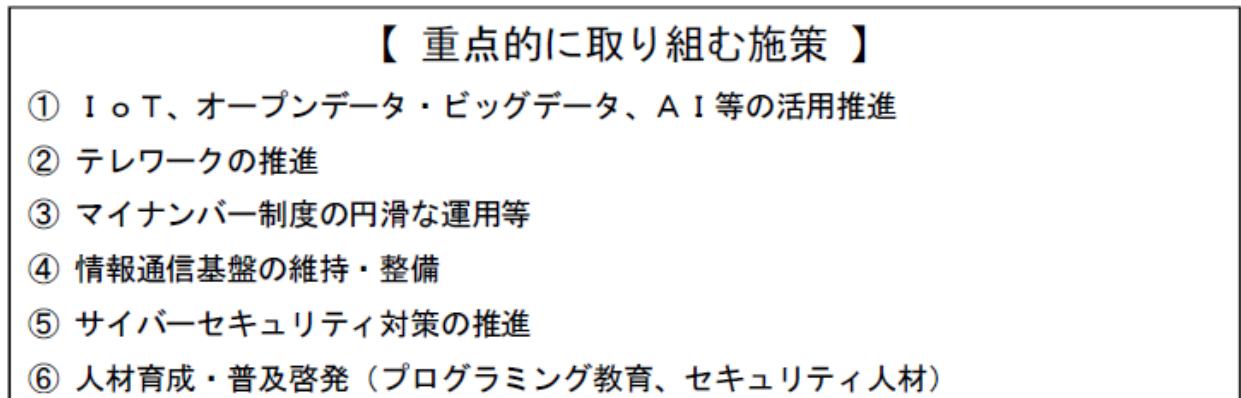
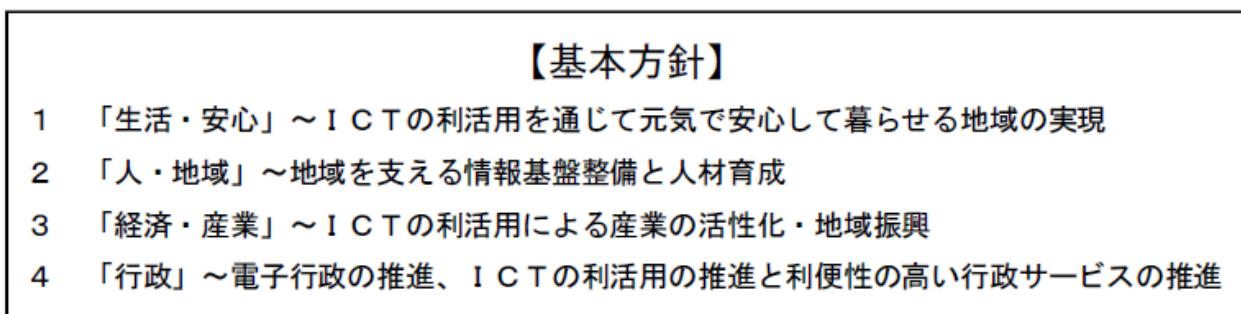
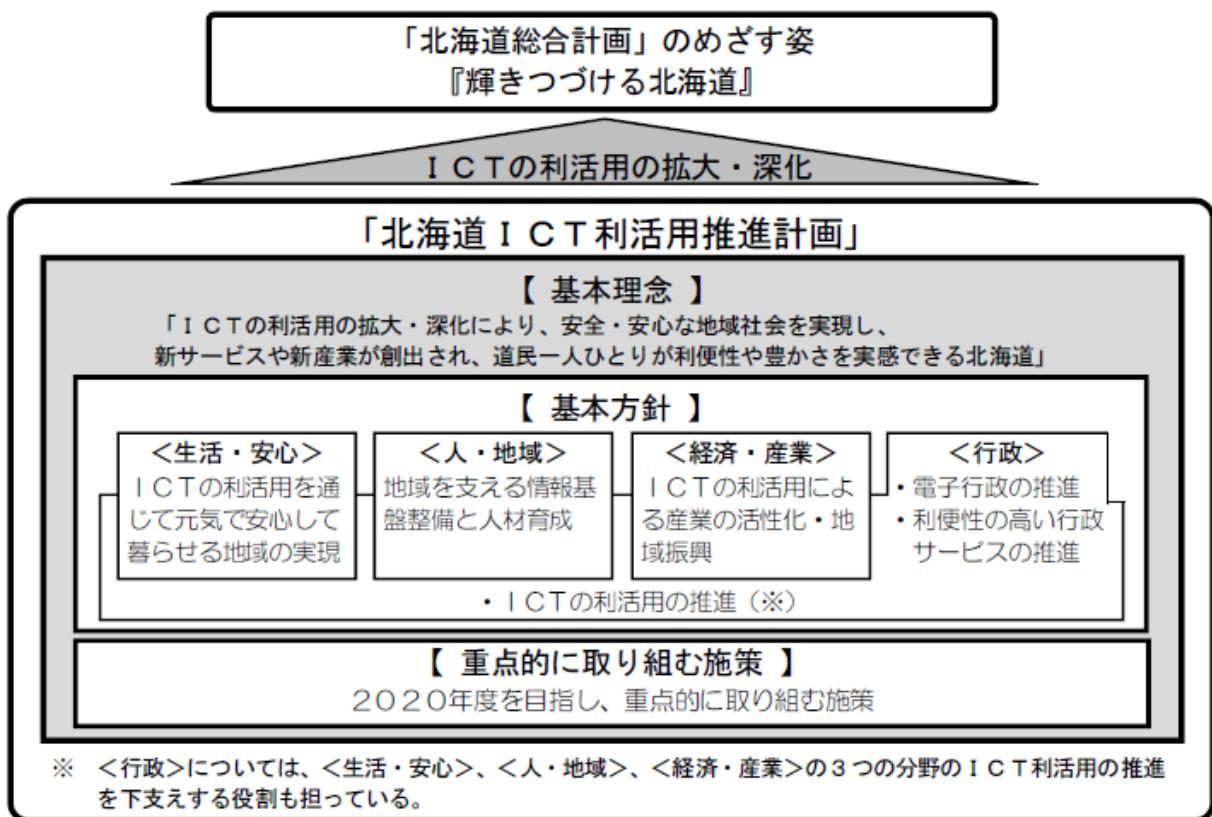
The infographic illustrates several ways to use the My Number Card:

- 身分証明書になる！** (Becomes an ID card): A rabbit character holds a card labeled "身分証明書になる!".
- 各種証明書をコンビニで取れる！** (Various certificates can be obtained at a convenience store): A rabbit character holds a card labeled "各種証明書をコンビニで取れる!".
- スマホで、マイナポータルでの電子申請がもっと便利に！** (Electronic application via the My Number Portal is more convenient): A rabbit character holds a card labeled "スマホで、マイナポータルでの電子申請がもっと便利に!".
- マイナポイントで買い物ができる！** (You can buy things with My Number Points): A rabbit character holds a card labeled "マイナポイントで買い物ができる!".
- おもて面** (Front side): Shows the front of the My Number Card with fields for name (マイナ), address (□□市△△町○丁目○番地△△号), date of birth (平成 5 年 5 月 24 日生), sex (性別 女), and expiration date (2025 年 5 月 24 日まで有効).
- うら面** (Back side): Shows the back of the My Number Card with fields for name (氏名 マイナ), date of birth (誕生日 平成 5 年 5 月 24 日), and expiration date (有効期限 平成 5 年 5 月 24 日).
- スマホ・パソコンでラクラク** (Easy with smartphone and computer): Shows three rabbits using a laptop and a smartphone.
- e-Tax も、もっと便利に！** (e-Tax is also more convenient): Shows a rabbit holding a smartphone with a QR code on the screen.
- 健康保険証として使えるようになる！** (It will be usable as a health insurance card): Shows a cat character holding a card labeled "2021年3月(予定)からスタート!".
- 民間のオンラインサービスでも使える！** (It can also be used in private online services): Shows a rabbit character holding a laptop.

出典：内閣府ホームページより

2. 北海道の情報化政策の動向

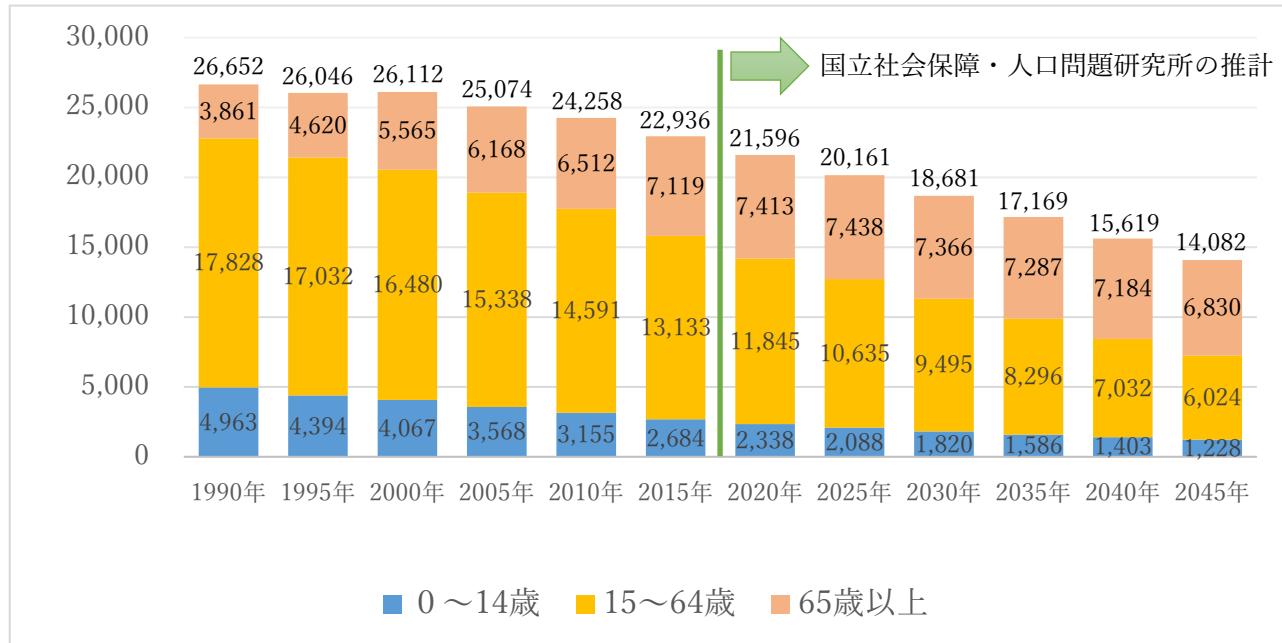
北海道は平成30年3月、「北海道ICT利活用推進計画」を策定し、同計画を北海道版の「官民データ利活用推進計画」と位置づけています。



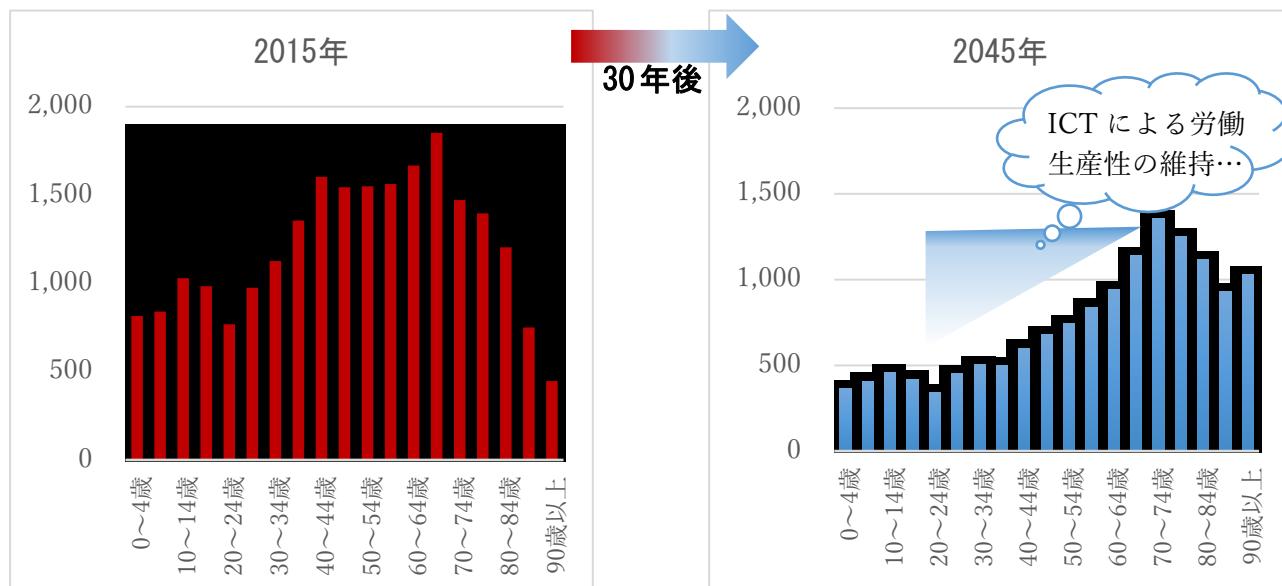
3. 富良野市を取り巻く情勢

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

本市の2015年の国勢調査による人口は22,936人であり、2015年を基準に国立社会保障・人口問題研究所の推計では、20年後の2035年には17,169人、2045年には14,082人となり、14歳以下の年少人口、及び15歳から64歳までの生産年齢人口は半分以下になると推計されています。

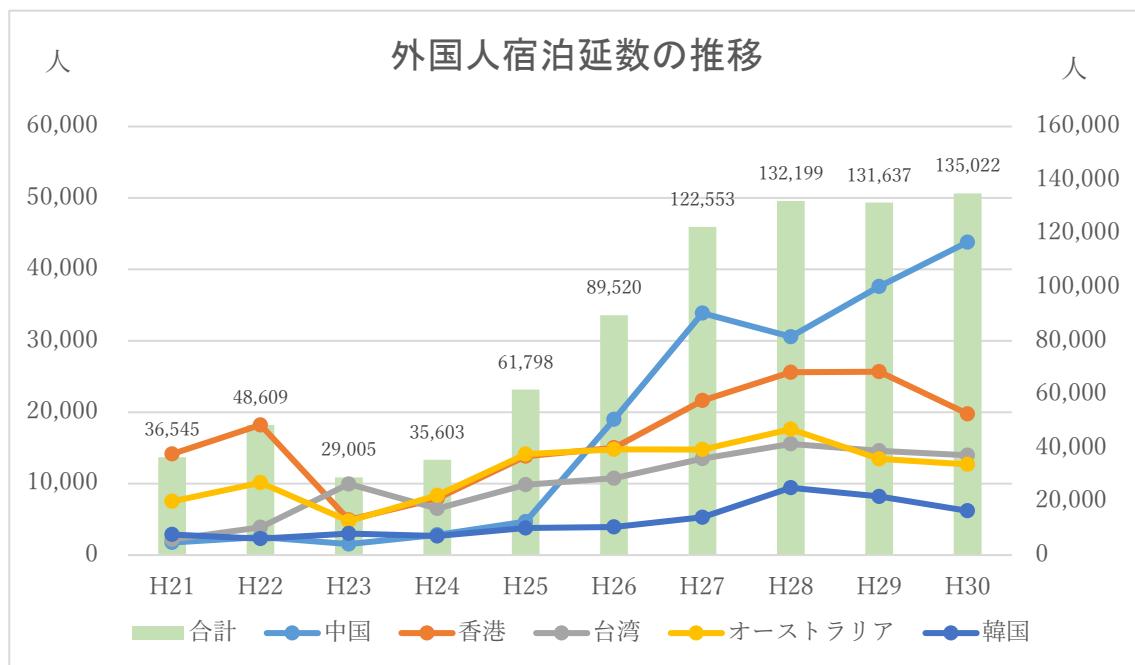


2015年と2045年の5歳階級別人口比較では、64歳以下の生産年齢人口が大幅に減少するため、この部分の労働生産性の維持に向けてICTなどの利活用が必要といわれています。



(2) 外国人観光客の増加

本市を訪れる外国人観光客は年々増加し、平成28年度から外国人宿泊延数は年間13万泊を超えていました。特に中国からの観光客は、平成25年度からの5年間で10倍に増加しています。また、国別の客層では、香港や台湾を中心とした東南アジアからは、30歳～50歳代のリピーターが多く、オーストラリアからは、冬を中心に家族でスキーを樂しまれる観光客が訪問しています。



出典：富良野市経済部商工観光課

本市は、令和元年10月中国最大のインターネット企業であるテンセント社（深圳市）を訪問し、富良野市の観光業の発展、物産の販路拡大、デジタル技術を活用したまちづくりを進めていくために、お互いに連携・協力していくことについて合意しました。テンセント社の開発した「ウィーチャット」は、「LINE」とよく似たデジタルサービスで、中国では11億人が利用しています。

テンセント社のデジタルサービスを「エコシステム」と総称しますが、このプラットフォームを活用して、本市でも外国人観光客にとって旅行しやすい地域づくりを進める予定です。また、市内におけるキャッシュレス決済（ウィーチャットペイ）の普及拡大を進めることにより、観光関連企業や地元商業者の人的・時間的コストの削減と、効率的な取引向上などが期待されます。



テンセント社を訪問した富良野市の参加者

(3) 富良野市のICTに関するこれまでの取り組み

年 度	主 な 取 組
2011 年度 (H23 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍のシステム化(電算化)
2014 年度 (H26 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページの全面リニューアル ・ネットワーク管理システムの導入によるセキュリティの強化(USB メモリーなどの使用制限)
2015 年度 (H27 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システムのクラウド化
2016 年度 (H28 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの収集申込のオンライン化(電子申請化)
2017 年度 (H29 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリ「ごみナビ」開設 ・庁内ネットワークの強靭化(インターネット分離) ・農村地域の公共施設までの光回線敷設
2018 年度 (H30 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・AI-OCR／RPA の共同利用化に向けた実証実験 ・オープンデータへの取り組み開始
2019 年度 (R 元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てアプリ「母子モ」開設 ・幼児教育無償化に伴う AI-OCR／RPA の実証委託 ・中国テンセント社との覚書締結 ・ICT 部門における業務継続計画(BCP)策定
2020 年度 (R2 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートシティ戦略室の設置 ・マイナンバーカード 交付数 令和2年4月末 3,246 枚 普及率 15.2% ・ワーケーション受入検討実証事業 ・住民情報システムの自治体クラウド化

第3章 ICT 利活用に関する基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念

ひと・モノ・情報がつながるスマートシティ富良野

～ICT の恩恵を市民誰もが享受できるデジタル社会をめざして～

人口減少、少子高齢化、地方の衰退、所得格差の増大など、社会構造の変化が進行するなか、労働力不足という現実的な問題がさらに深刻化しています。その一方で、これらの問題を解決する手段として期待される、ICT・AI に代表されるテクノロジーのイノベーションも急速に進んでいます。

日本の社会経済は戦後復興、高度成長、バブル、失われた 20 年を経て、働き方改革などのパラダイムシフト（今までの考え方や価値観が大きく変わる）が起こり始めており、世の中の見方や常識にこだわらずに、創造力を働かせる時代に入っているといえます。

今、必要なことは、取り巻く環境の変化を看過することなく、その兆しを読み取りながら、Society5.0 という新時代に向けての変革であります。

新しい物事や運気のサイクルが始まる令和の時代、産業構造や社会経済が大きく変革する時代の転換期を乗り越えるために、本市は ICT の恩恵を市民誰もが享受できるデジタル社会をめざして、「ひと・モノ・情報がつながるスマートシティ富良野」を基本理念として各種施策を推進します。

2. 基本方針

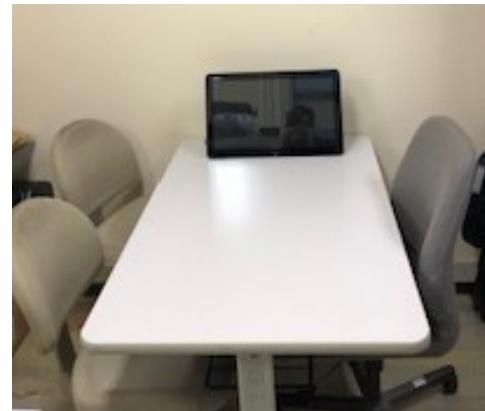
基本方針		基本方針の方向性
1	ICT 利活用による行政事務の効率化	ICT のデジタル技術を導入して業務プロセスの抜本的な改革を図り、職員が企画立案業務や市民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力できるための働き方改革に取り組みます。
2	ICT 利活用による市民の利便性向上	「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し行政手続のオンライン化を進めるとともに、ICT による社会実証を試行し、市民生活の質を高め、地域経済の活性化を図ります。
3	オープンデータの活用推進と情報セキュリティ対策	さまざまな主体がデータを容易に活用できるように、富良野市が保有するデータのオープン化を推進するとともに、情報セキュリティ対策や個人情報の保護など適正な取り扱いの確保と人材の育成に努めます。

3. 基本施策

(1) 基本方針 1 ICT 利活用による行政事務の効率化

①オンライン会議・ペーパレス会議の推進

新型コロナウイルス対策の影響により、事業者などの直接的な打ち合わせに制限があるため、オンラインによる会議を推進するとともに、大量印刷・配布を伴う会議解消に向けて、会議資料を電子化し、タブレット端末で会議に臨むペーパレス会議を推進します。



市役所サーバー室内的
オンライン会議ルーム

②テレワーク・モバイルワークの推進

新型コロナウイルス対策を踏まえて、国からは地方公共団体におけるテレワークの導入がいわれています。また、出張や外勤が多い部署では、「時間の有効活用のために、外出先でも府内システムを利用できる環境にしてほしい」との声が以前からありましたが、システムの都合上実現できませんでした。外部からでも安全にアクセスできるモバイル端末の導入を図り、テレワーク・モバイルワークを推進します。

③業務プロセス改革に伴う ICT ツールの導入

行政事務のルーティンワーク（習慣的・定型的な作業）は、自動化を行うソフトウェアである RPA や AI などの ICT ツール（道具、手段）を活用することにより、事務の効率化や職員の事務負担の軽減につなげていきます。また、ICT ツールを本格導入する際には、事前に業務の流れを可視化し、業務プロセスの抜本的な改革を図ります。

重要業績評価指標 (K P I)	・オンライン会議・ペーパレス会議開催数
	・テレワーク・モバイルワーク試行数
	・AI・RPA などの ICT ツール導入対象業務数

(2) 基本方針2 ICT 利活用による市民の利便性向上

①ICT を利活用した健幸都市の推進

健康長寿社会を創造する「健幸都市（スマート・ウエルネス・シティ）」に向けて、健康・予防・医療などの課題を、IoTなどを活用したスタートアップなどのアイデアや、健康ポイントなどの製品で解決していく取り組みを検討し、健康無関心層を動かすインセンティブ（報酬）を設定します。

市や外部機関の保有する保健・福祉・医療に関するデータを一元的に集約・管理し、ICTの活用により地域ニーズの見える化を図ります。



出典：NTT ドコモ
健康マイレージ

②ICT を利活用した市民サービスの利便性向上

デジタル手続きのデジタルファースト、ワンストップ、コネクテッド・ワンストップの原則を踏まえ、費用対効果を勘案しながら、各種申請方法や添付書類・押印などを見直し、オンラインによる行政手続きの導入を図ります。

③ICT を利活用した情報配信の改善

ICTの恩恵を多くの市民が享受できるスマートシティをめざし、市民からの問合せや市民に対する情報提供ツールとしてLINE公式アカウントを取得し、情報配信の改善を図ります。LINEの月間アクティブユーザーは、令和2年10月現在で8,600万人を超え、50代以下では7割以上、60代でも6割近いユーザーがいるなど幅広い世代で利用されています。また、LINEを活用することでの効果として、「メールや電話、紙媒体に比べ圧倒的に届きやすいこと」「緊急性のあるメッセージの配信にも対応可能であること」「メールよりも2～10倍の反応を得やすいこと」「情報配信の効果をアカウント管理者が分析でき、次の戦略に活かせること」「スマートフォンとの相性が良いこと」などが言われています。

LINE公式アカウントを市の情報窓口の一つとすることで、情報取得の利便性を高めることに伴い、市のホームページを全面リニューアルし、利用者目線に立ったホームページを作成します。



出典：福岡市のLINE公式アカウント

④観光分野でのデータ活用

本市では、外国人観光客の増加や中国テンセント社（深圳市）との連携・協力を進めており、観光分野における行政データと民間が保有するデータを横断的に活用・分析し、外国人観光客に魅力を高める観光サービスの創出を図ります。

③ IoTおよびAIによる「スマートウェルネスリゾート」の展開

- ・情報提供・管理システムをクラウド化し、市内どこからでも同じ情報を参照、更新できる
- ・ホワイト期においてはリフト券のICチップ付属を起点に、顧客体験の向上をはかる

#16: 情報提供サービスの集積

参考写真:

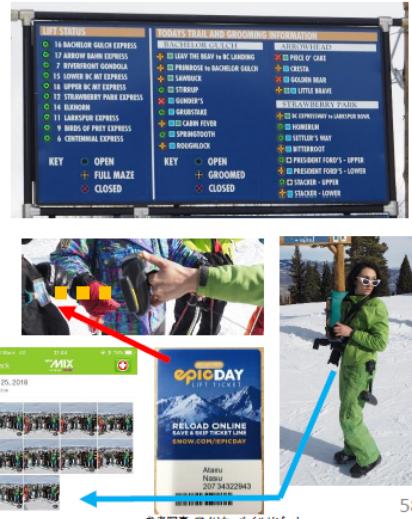
- ・提供における集積：交通、飲食、物販、アクティビティ等について「今どこに何があるか」、縦断的に情報提供
- ・利用における集積：閲覧、比較、予約等の処理について「今ここで全部」できるよう、ワンストップでサービスを提供
- ・情報集約拠点（コンシェルジュフラン等）を設定し、これを市内各地から参照、更新する
- ・オンラインでの発信に加えて、すべてのお客様に提示したい情報は公衆ディスプレイやサイネージ等で提示
- ・情報提供による利便性向上だけでなく、混雑の緩和（利用の平準化）を誘導可能

#16: IT化によるスマートリゾートの展開

- ・ICチップ付きリフト券：2018年度から導入予定
- ・特にシーズンバス購入者について、来場有無とゲレンデ内での動態を把握可能に
 - ①決済とチェックインの一元化
リフト券をクレジットカードと連携させれば、ゲレンデ、店舗、公共交通、すべてカード1枚「空港からのシャトルバス車内でチェックインまで可能」「クレジット付きシーズンバスによる決済は割引」等、利便性やインセンティブを提供
 - ②運用の前提となる情報インフラ整備
ゲレンデ内や隣接市域を含むWi-Fi環境と決済環境の整備
 - ③滞在中だけでなく、旅後にも働きかけるソフトウェアやアイテムの提供
富良野での体験や記録が、日常生活に入り込んでいく、愛着を持ってもらう
 - ④お客様のIT利用を通じた観光動向データの取得



他地域での実装例
ゲレンデで写真撮影時、お客様のリフト券IDを取得。
そのIDを登録したアプリに、当日中に写真が配信される。



出典：ふらのビジョン2030より

⑤マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上

マイナンバーカードの取得率向上を図るとともに、マイナンバーカードを活用して住民の利便性や地域の活性化を図るため、国が実施するマイキープラットフォームを活用した施策に取り組みます。

重要業績評価指標 (K P I)	・オンライン申請が可能な手続数
	・市民の利便性向上に向けたICTサービス導入事例数
	・マイナンバーカードの普及率

(3) 基本方針3 オープンデータの活用推進と情報セキュリティ対策

①保有するデータのオープンデータ化

スマートフォン・タブレット端末やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及により、膨大で多種多様な情報が流通しており、これらの情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

特に、政府や地方公共団体等が保有する公共データについては、国民共有の財産であることから、新たな価値を生み出す上で、国民や企業などが利活用しやすいように機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下で公開されていくこと（オープンデータ）が求められており、新事業の創出、公共サービスの向上や行政の透明性の確保などが期待されています。

本市の保有するデータの活用は、地域住民へのサービスの向上、地域経済の活性化などを通じ地方創生に資するものであり、国が示す「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を参考に、保有するデータのオープンデータ化を推進します。

地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの概要

0. ガイドラインの位置付け

- スマートフォン、タブレット端末、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている。
- 「官民データ活用推進基本法」第11条において、地方公共団体が保有する官民データについて国民が容易に利用できるよう措置を講じることが義務付けられた。

- オープンデータに取り組む地方公共団体は徐々に増加してきているものの、全体の一部にとどまっている。
- 本ガイドラインは、地方公共団体による取組を促進するため、オープンデータの推進に係る基本的考え方等を整理したもの。

1. 地方公共団体におけるオープンデータ推進の意義

国が掲げるオープンデータ取組の意義

1. 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
2. 行政の高度化・効率化
3. 透明性・信頼性の向上



地方公共団体においては
地域の課題を解決する
という視点が重要

2. オープンデータの定義

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より

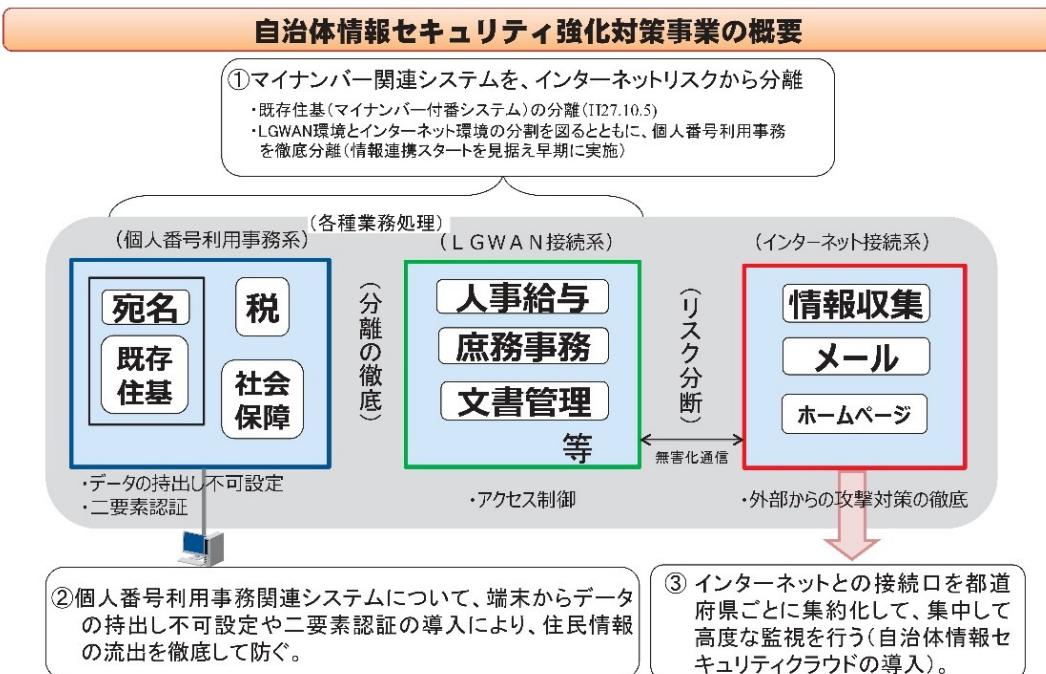
重要業績評価指標 (K P I)	・オープンデータ公開件数
	・オープンデータサイトへのアクセス件数
	・オープンデータ活用事例数

②情報セキュリティ対策

本計画の実施にあたっては、「サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)」、及び「富良野市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制の確保を図ります。

また、「個人情報の保護に関する法律」及び「富良野市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ります。

なお、本市では、マイナンバー制度の開始に伴い、庁内のセキュリティ対策を強化する観点から、平成 28・29 年度に庁内ネットワークの「マイナンバー系」「LG-WAN 系」「インターネット系」の 3 系統への完全分離を行い、北海道や他市町村、事業者が連携して「自治体情報セキュリティクラウド」の機能強化、安定運用に向けた取り組みを推進していきます。



出典：総務省ホームページより

③人材の育成

令和 2 年度より新学習指導要領においてプログラミング教育が小学校で必修化されるところから、更なる校内のICT環境の向上を進め、Society5.0 時代を生きる子どもたちのために、情報活用能力の育成に努め、論理的思考や情報モラル、社会を生き抜く力を育む教育に取り組むとともに、高齢者を含めたICTリテラシー（ICTを使いこなす能力）の向上に向けた教育・研修に努めます。

また、本市のスマートシティ実現に向けた実行部隊として、民間企業からデジタルに関する専門的な知識や経験を有しているデジタル専門人材の派遣を受け入れ、デジタルに関する市職員の人材育成に努めます。

SMART CITY FURANO

Smart City Strategy Office

Email : scf@city.furano.hokkaido.jp